

関連質問等の取扱いについて

(検討事項)

- ・議題でない案件（もしくは関連質問とならない案件）に対する質疑について

【検討】

- 村上市議会会議規則第116条（発言内容の制限）第1項
発言はすべて簡明にするものとして、議題外にわたり、又は範囲を超えてはならない。

【論点】

- 現在も、「関連質問は、委員長判断により、ある程度可能とする」としている。
- 明らかに関連質問の範疇と判断されない案件についての質疑はどう扱うか。
- 通告制の検討。
 - ・一般質問の関連質問で行えないか。
 - ・「範囲を超えない」の判断をいかように行うか。
 - ・各委員会での質疑を考えた場合、理事者の準備を考慮していつまでの通告期限とするか。
- ・
- ・